

住宅履歴情報蓄積のための体制整備支援事業（既存住宅長期利用環境整備事業） における「登録住宅履歴情報蓄積システム」の募集について

1. 概要

住宅履歴情報蓄積整備支援事業（以下、「本事業」という。）は、既存住宅長期利用環境整備事業の一つとして、住宅履歴情報を効率的かつ確実に蓄積するために蓄積サービスを実施する機関において早期に円滑な住宅履歴情報の蓄積サービス体制を整備することを目的として、蓄積サービスを実施する機関が、そのためのシステムの構築等に係る費用について補助する。

各機関がシステム構築するにあたり、平成 19～21 年度に住宅履歴情報整備検討委員会において検討した「住宅履歴情報蓄積・活用の指針」に則ったシステムであることを要件とするため、国土交通省において事前に要件に適合するシステムを「登録住宅履歴情報蓄積システム」として登録することとする。

今般、「登録住宅履歴情報蓄積システム」を募集するものである。

2. 用語の定義

（1）登録住宅履歴情報蓄積システム

住宅履歴情報を管理し、蓄積するためのシステムで、国土交通省に事前に登録されたものをいう。

（2）システム提供事業者

本事業において登録住宅履歴情報蓄積システムを登録する者をいう。

3. 募集要件及び応募に必要な書類について

以下の要件を全て満たす法人が提供するシステムについて国土交通省に登録することとする。

（1）システム提供事業者の要件

募集要件	応募に必要な書類【提出書類】
・債務超過等財務指標悪化の傾向がないこと (応募申請書提出時点で債務超過状態ではないこと)	応募日の属する事業年度の前事業年度の 貸借対照表、損益計算書

（2）提供するシステムの要件

募集要件	応募に必要な書類【提出書類】
①「住宅履歴情報蓄積・活用の指針」（別添） に則ったシステムであること	①様式 2 ②システム概要がわかるパンフレット、 説明資料等 <①②両方が必要>
②1,000 件以上の住宅履歴情報登録業務に対 応したシステムになっていること	①様式 2

③住宅所有者が Web で住宅履歴情報の閲覧が可能となる機能があること	①様式 2 ②Web 提供画面の写し <①②両方が必要>
④情報の追加ができること。 (新築時のみならず、リフォーム時等に住宅履歴情報を追加して蓄積することが可能であること)	①様式 2 ②システム概要がわかるパンフレット、説明資料等 <①②両方が必要>

(3) システムを提供する業務に関する要件

募集要件	応募に必要な書類【提出書類】
①自社のホームページにおいて、システム提供を実施している旨の告知を行うこと。	①様式 2
②住宅履歴情報蓄積システムの提供業務が当該法人のほかのサービスから独立して提供されていること	①様式 2 ②システム提供時の契約書又は契約約款のひな形等 <①②両方が必要>
③システムの提供業務の料金が適切であること。	①様式 2 ②料金表等料金がわかる書類 【書式自由】 <①②両方が必要>
④システム提供に際し、個人情報保護に関する取り決めが交わされていること。	①様式 2 ②システム提供時の契約書又は契約約款のひな形等 <①②両方が必要>
⑤提供を希望する者に対し、正当な理由なく利用申込みを拒否しないこと。 なお、提供先の要件を設けている場合は、事前に明らかにしてあること。	①様式 2 ②提供先の要件等を設けている場合は、内容がわかる書類【書式自由】

4. 審査について

(1) 審査手順について

国土交通省が審査を行い、募集要件に適合している応募者を特定する。

提出書類の内容等に不明確な部分がある場合等には、追加説明書の提出を求められることがある。この追加説明書の提出が期日までに行われなかった場合には、審査の対象外となる場合がある。

また、原則としてすべての応募者についてヒアリング審査を行うこととしており、このヒアリング審査に応じられない場合は、審査対象外となる場合がある。

(2) 審査結果について

住宅履歴情報蓄積システムの提供事業者として特定した者に対し、国土交通省から書

面で通知することとする。

5. その他

(1) 報告について

提供事業者として特定をされた者は、住宅履歴情報蓄積のための体制整備支援事業によってシステム提供した提供先について、国土交通省に報告すること。

(2) 調査への協力

登録住宅履歴情報蓄積システムの提供事業者として特定を受けた事業者に対し、国土交通省による調査への協力を依頼することがある。調査への協力が得られない場合は、提供事業者としての特定を取り消すことがある。

6. 情報の取扱い等について

特定した登録住宅履歴情報蓄積システム及びシステム提供事業者名等については、国土交通省ホームページで公表する。

7. 応募方法

(1) 募集期間

平成22年8月20日（金）から平成22年9月10日（金）まで

(2) 提出先、問い合わせ先

①担当部局：国土交通省住宅局住宅生産課（高橋、^{くわはら}葉原）

②住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

③電話：03-5253-8111（内線 39431、39429）

④FAX：03-5253-1629

(3) 提出方法

上記提出先への持参または郵送で3部を提出することとする。

郵送の場合は、必ず宛先に朱書きで「応募書類在中」と記入すること。

なお、一旦提出された書類の差し替えはできないものとする。

(4) 提出書類

応募をしようとする者は、様式1と併せて、3.(1)～(3)の「募集要件及び応募に必要な書類について」に記載する提出書類を3部提出すること。

※注意事項

- 1) 各提出書類は、A4サイズにまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス止めすること。
- 2) 電子ファイルの作成に用いるソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Just System 一太郎 2009」「Adobe Acrobat Reader9.0」以前の形式に限る。
- 3) 提出書類が募集要領に従っていない場合や不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とする。
- 4) 提出された書類等は返却しない。